

出入国管理全般のご説明等を受けての所感

市 川 正 司

1 外国人労働者の受入れに関する検討について

農業や繊維関係産業などの盛んな地域では技能実習生が多く、また、超過滞在している者を就労させている事案の多い地域も見られましたが、その背景には、事業者の側に、日本人の労働力が不足しているために外国人労働者を雇わざるをえないという状況があると推察されます。また、人口減少と少子高齢化の進展の中でさらに外国人労働者の受入れを検討するべきとの意見もあります。

そこで、出入国管理政策懇談会でも、現状の労働者受入れのあり方を整理し、外国人労働者を受け入れるとされた場合にはどのように受け入れることが考えられるかなどについて、専門部会を設けるなどして集中的に議論することが有意義であると思いました。

2 真の難民の保護のための諸方策の具体化について

真の難民の迅速かつ確実な庇護を推進するために、2015年9月に「難民認定制度の見直しの概要」が発表され、また、2018年1月には「難民認定制度の適正化のためのさらなる見直しについて」が発表されています。

これらの見直しの施策のうち、実現してきたものは、審査の迅速化のための申請者の振り分けと、その適正さを検証するための有識者会議の活動が中心となっています。真の難民を確実に庇護するための施策である、「新しい形態の迫害」や難民認定の判断要素等を明確にして、これを難民審査の判断に用いるようにするための仕組みを構築するなどの施策については、なお内容が固まっておらず、具体化する方策も固まっていないようにも感じました。

そこで、既に実施された施策の検証も行いつつ、難民の判断要素の明確化や在留特別許可等による保護の基準の具体化を行い、これも絶えず検証していく仕組みを作ることが必要なように思いました。

また、難民審査参与員制度の発足から15年が近くなり、難民認定申請者の増加などの状況の変化も生じており、難民審査にあたる人員、組織のあり方、透明性の確保などの観点から、難民認定制度への信頼を確保するための幅広い見直しを行うことも必要ではないかと感じました。

については、難民認定制度のあり方について、専門部会を設けるなどして集中的に議論することが有意義であると思います。

3 在留特別許可のあり方、退去強制手続の法的整備について

この数年来、在留特別許可の件数が減少し、他方で退去強制令書の発付を受けた後に仮放免を受けている者の増加もあるとのこと。そこで、事案の類型ごとの在留特別許可の状況、仮放免のあり方などについての分析・評価ができると問題の解決に役立つのではないかと考えました。

また、入国者数の顕著な増加を受けて、日本への上陸手続の迅速化とともに、何か問題が生じた際の退去強制手続についても、国際的なスタンダードを踏まえた諸権利の保障（告知聴聞手続、証人の申請や証拠の提出、証拠の閲覧・謄写、子どもの取扱、代理人の選任など）を法的にも明確化することが、外国人が安心して入国し、滞在するためにも意義があると感じました。この点について、今後の課題の抽出等を行うことも有意義と考えました。

以上